

令和5年度 国民健康保険税に関するお知らせ

国民健康保険税 課税限度額が引き上げとなります

令和5年4月1日から、地方税法の一部改正にともない、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられました。市でも、国の基準に合わせて後期支援金分の課税限度額が2万円引き上げとなります。

《国民健康保険税の課税限度額に関する表》

区分	改正前	改正後
医療分	65万円	65万円(変更なし)
後期支援金分	20万円	22万円(+2万円)
介護分(40～65歳の方)	17万円	17万円(変更なし)
合計	102万円	104万円(+2万円)

ご理解を
お願いします



国民健康保険税 軽減対象を拡大します

市の国民健康保険税には、前年中の所得が一定の基準以下の世帯に対して、均等割を軽減する制度があります。軽減割合は、基準に従って7割・5割・2割の3段階で、この基準額を次のとおり改正します。

《軽減判定所得(世帯主と被保険者の「前年中の総所得金額等」)》

軽減割合	改正前	改正後
7割	43万円以下	43万円以下
5割	43万円+(被保険者数×28万5千円)以下	43万円+(被保険者数× 29万円)以下
2割	43万円+(被保険者数×52万円)以下	43万円+(被保険者数× 53万5千円)以下

※給与所得控除や年金所得控除を受けた被保険者が2人以上いる場合、その数から1を引いた数×10万円が基準額に加算されます。

※65歳以上の公的年金受給者の方は、年金所得から15万円控除した金額で判定します。

所得の申告をお願いします

保険税額や自己負担限度額等を正しく算出・判定するために、所得の申告が必要です。所得が無い方、遺族年金・障害年金などの非課税所得のみの方についても、必ず申告をお願いします。

問 国民健康保険税について……保険年金課 ☎0297(21)2187
所得の申告について……課税課 ☎0297(21)2213



〈ひとり親家庭・重度心身障がい者の方へ〉**福**医療福祉費受給者証を送付します

7月1日から、マル福医療福祉費受給者(区分:重度心身障がい者・ひとり親家庭の方)の受給者証が更新となります。該当する方には、6月末日までに新しい受給者証を送付します。

※有効期間を過ぎた**福**医療福祉費受給者証は、破棄をお願いします。

● 県内の医療機関などを受診する際は、受給者証と被保険者証を必ず提示してください。

問 保険年金課 医療福祉係
☎0297(21)2187

